

久喜市議会
令和6年2月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 66号	令和5年度久喜市一般会計補正予算（第8号） について	1
議案第 67号	令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号） について	2
議案第 68号	令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第5号）について	3
議案第 69号	令和5年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第4号）について	4
議案第 70号	令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第4号）について	5
議案第 71号	令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第3号）について	6
議案第 72号	令和5年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3号）について	7
議案第 73号	令和6年度久喜市一般会計予算について	8
議案第 74号	令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算に ついて	9
議案第 75号	令和6年度久喜市介護保険特別会計予算につい て	10
議案第 76号	令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算 について	11
議案第 77号	令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計予 算について	12
議案第 78号	令和6年度久喜市水道事業会計予算について	13
議案第 79号	令和6年度久喜市下水道事業会計予算について	14
議案第 80号	久喜市の組織改正に伴う関係条例の整理に関す る条例	15
議案第 81号	久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 の一部を改正する条例	17
議案第 82号	久喜市職員の分限に関する条例の一部を改正す る条例	18
議案第 83号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	19
議案第 84号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	22

議案第	85号	久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	24
議案第	86号	久喜市企業誘致条例	25
議案第	87号	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第	88号	久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
議案第	89号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	34
議案第	90号	久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	36
議案第	91号	久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
議案第	92号	久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	49
議案第	93号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	52
議案第	94号	久喜市屋内型こどもの遊び場条例	54
議案第	95号	久喜市空家等の適切な管理に関する条例及び久喜市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	57
議案第	96号	久喜市公共施設個別施設計画の一部改訂について	59
議案第	97号	工事請負契約の締結について（総合体育館大規模改修（建築）工事（第1体育館））	60
議案第	98号	事業契約の締結について（余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業）	61
議案第	99号	路線の認定について	62
議案第	100号	路線の廃止について	63
報告第	19号	専決処分の報告について（久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置	

		等に関する条例の一部を改正する条例) ……………	6 4
報告第	2 0 号	専決処分の報告について(久喜市水道給水条例 の一部を改正する条例) ……………	6 7
報告第	2 1 号	専決処分の報告について(久喜市監査委員に関 する条例の一部を改正する条例) ……………	7 0
報告第	2 2 号	専決処分の報告について(器物破損事故による 損害賠償の額を定めること) ……………	7 3

議案第 66 号

令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和5年度久喜市一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 67 号

令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和5年度久喜市一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第68号

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 69 号

令和 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和5年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第70号

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 1 号

令和 5 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 2 号

令和 5 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和5年度久喜市下水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 3 号

令和 6 年度久喜市一般会計予算について

令和6年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 4 号

令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 75 号

令和 6 年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和6年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 76 号

令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 77 号

令和 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 78 号

令和 6 年度久喜市水道事業会計予算について

令和6年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 79 号

令和 6 年度久喜市下水道事業会計予算について

令和6年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第80号

久喜市の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6級の項中「又は副支所長」を削り、同表7級の項中「又は支所長」を削る。

(久喜市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 久喜市災害対策本部条例(平成22年久喜市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(室又は部)」に改め、同条第1項中「部を」を「室又は部(以下この条において「部等」という。)を」に改め、同条第2項中「部に」を「部等に」に改め、同条第3項中「部に部長を」を「部等に室長又は部長を」に改め、同条第4項中「部長」を「室長又は部長」に、「部の」を「部等の」に改める。

(久喜市国民保護対策本部及び久喜市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第3条 久喜市国民保護対策本部及び久喜市緊急対処事態対策本部条例(平成22年久喜市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(室又は部)」に改め、同条第1項中「部を」を「室又は部(以下この条において「部等」という。)を」に改め、同条第2項中「部に」を「部等に」に改め、同条第3項中「部に部長を」を「部等に室長又は部長を」に改め、同条第4項中「部長」を「室長又は部長」に、「部の」を「部等の」に改める。

(久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第3号中「所管部長」を「所管室長又は所管部長」に改める。

(久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正)

第5条 久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年久喜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(室又は部)」に改め、同条第1項中「部を」を「室又は部(以下この条において「部等」という。)を」に改め、同条第2項中「部に」を「部等に」に改め、同条第3項中「部に部長を」を「部等に室長又は部長を」に改め、同条第4項中「部長」を「室長又は部長」に、「部の」を「部等の」

に改める。

(久喜市運賃協議会条例の一部改正)

第6条 久喜市運賃協議会条例(令和5年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年4月1日付け組織機構改革に伴い、関係条例について所要の改正をした
いので、この案を提出するものであります。

議案第81号

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第9項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項本文中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第5条まで」を「、第5条」に、「、第8条の2及び第11条」を「及び第8条の2」に改める。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 2 号

久喜市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「医師2人」の次に「(同号の規定に該当するものとして職員を休職する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、医師1人)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

職員を休職させる場合における医師の診断の取扱いについて、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 3 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第42項を第44項とし、第7項から第41項までを2項ずつ繰り下げ、同表第6項中「書類の閲覧に供する」の次に「事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表第8項とし、同表第5項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の」の次に「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の」を加え、同項を同表第7項とし、同項の前に次のように加える。

6	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の交付を行う場合(当該交付に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該交付及び除籍電子証明書提供用識別符号の交付に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該交付を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>	
---	--	---------------------------------	--

別表第1中第4項を第5項とし、同表第3項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表第4項とし、同項の前に次のように加える。

3	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の交付を行う場合(当該交付に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の交付に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該交付を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>	
---	--	---------------------------------	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことから、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第84号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「第79項金額の欄ア」を「第81項金額の欄ア」に、「第85項金額の欄ア」を「第87項金額の欄ア」に改め、同表中第98項を第100項とし、第90項から第97項までを2項ずつ繰り下げ、同表第89項事務の種別の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項金額の欄ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第91項とし、同表第88項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第90項とし、同表第87項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第85項金額の欄ア」を「第87項金額の欄ア」に、「第85項金額の欄イ」を「第87項金額の欄イ」に改め、同項を同表第89項とし、同表第86項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第84項金額の欄」を「第86項金額の欄」に改め、同項を同表第88項とし、同表第85項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第87項とし、同表第84項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第86項ア(イ)」を「第88項ア(イ)」に改め、同項を同表第86項とし、同表第83項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第89項」を「第91項」に改め、同項を同表第85項とし、同表第82項を同表第84項とし、同表第81項中「第79項金額の欄ア」を「第81項金額の欄ア」に、「第79項金額の欄イ」を「第81項金額の欄イ」に改め、同項を同表第83項とし、同表第75項から第80項までを2項ずつ繰り下げ、同表第74項中「第72項金額の欄ア」を「第74項金額の欄ア」に、「第72項金額の欄イ」を「第74項金額の欄イ」に改め、同項を同表第76項とし、同表中第73項を第75項とし、第72項を第74項とし、同表第71項中「第73項」を「第75項」に、「第74項」を「第76項」に改め、同項を同表第73項とし、同表第70項中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同項を同表第72項とし、同表第69項の次に次の2項を加える。

70	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
71	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2第84項金額の欄ア(イ) a 中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物」を「市長が別に定める建築物」に改め、「並びに第88項ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を削り、同表第88項金額の欄ア(イ) a 中「床面積の合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 5 号

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

久喜市桜田コミュニティセンター	久喜市桜田3丁目2番地1
-----------------	--------------

第4条第1項の表に次のように加える。

久喜市桜田コミュニティセンター	(1) 毎月第4水曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
-----------------	--

別表に次のように加える。

12 久喜市桜田コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
集会室	200円
会議室1	200円
会議室2	200円
会議室3	100円
会議室4	100円
和室	100円
スタジオ	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 久喜市桜田コミュニティセンターの利用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市桜田コミュニティセンターを設置することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第86号

久喜市企業誘致条例

久喜市企業誘致条例(平成22年久喜市条例第257号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、企業の誘致の促進及びこれに必要な助成措置を講ずることにより、本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「企業」とは、営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- 2 この条例において「事業所」とは、企業がその用に供するために設置する工場、倉庫、事務所、研究所その他これらに類するもの及びこれらに附属した関連施設をいう。
- 3 この条例において「特定地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域(ただし、同法第7条第3項に規定する市街化調整区域に定めているものに限る。)をいう。
- 4 この条例において「新設」とは、市内に事業所を有しない企業が市内に所有し、購入し、又は賃借等をする土地に新たに事業所を設置することをいう。
- 5 この条例において「増設」とは、市内に事業所を有する企業が事業規模を拡大する目的で、既設事業所を廃止することなく、市内の別の場所に新たに購入した特定地域の土地に事業所を設置することをいう。
- 6 この条例において「移設」とは、市内に事業所を有する企業が事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止し、市内の別の場所に新たに購入した特定地域の土地に既設事業所と比較し、敷地面積が1,500平方メートル以上かつ延床面積500平方メートル以上増加する事業所を設置することをいう。
- 7 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- 8 この条例において「常時雇用従業員」とは、事業所において常時勤務をする従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であって、事業所を新設、増設又は移設(以下「新設等」という。)する企業と雇用関係にあるものに限る。)をいう。
- 9 この条例において「新規雇用従業員」とは、事業所の新設等に伴い、新たに雇用される常時雇用従業員をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、第6条第1項の規定による助成金の交付を受けることができる者としての指定(以下「指定」という。)を行った企業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(助成金の種類等)

第4条 助成金の種類及び助成金額は別表のとおりとし、助成金の交付は、助成金の種類ごとに1回限りとする。

2 前項に掲げる助成金の種類ごとの交付要件及び対象期間は、規則で定める。

(指定の申請)

第5条 指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をするものとする。

(指定企業の指定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、次に掲げる指定の要件(以下「指定要件」という。)に該当すると認めるときは、指定を行うものとする。この場合において、当該指定は、助成措置の対象となる一の企業につき1回限りとする。

- (1) 事業所の新設等をする企業であること。
- (2) 事業所が規則で定めるいずれかの事業の用に供されるものであること。
- (3) 事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上であること。
- (4) 事業所の延床面積が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 事業所において常時雇用従業員の数が10人以上であること。ただし、中小企業者はこの限りでない。

2 前項の規定により指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)が操業を開始したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指定事項の変更等の手続)

第7条 指定企業は、第5条に規定する指定の申請の内容に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより、指定事項の変更等について速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、指定事項の変更等について承認するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、規則

で定めるところにより、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。
(指定及び助成金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定又は助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定要件又は助成金の交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により指定又は助成金の交付決定若しくは助成金の交付を受けたと判明したとき。
- (3) 公害(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。)を発生させ、その排除のために必要な措置を講じなかったとき。
- (4) 市税を滞納したとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該助成金が交付されているときは、規則で定めるところにより、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(指定企業の地位の承継)

第12条 合併、事業の譲渡その他の事由により指定企業の事業を承継した者(以下「承継者」という。)は、その承継があった日以後速やかに指定企業の地位の承継について市長の承認を受けなければならない。

2 承継者は、前項に規定する承認を受けるときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、当該指定企業の地位の承継を承認するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

助成金の種類	助成金額
雇用促進助成金	新規雇用従業員1人当たり10万円を乗じて得た額とし、限度額を300万円(当該事業所が本社機能(企業の総務部門、経理部門、企画部門、事業統括部門その他これらに類する部門であって、企業の中核機能をいう。)を有する場合は、500万円)とする。
障がい者雇用促進助成金	新規雇用従業員のうち、障がい者1人当たり30万

	円を乗じて得た額とする。
太陽光発電設備設置助成金	太陽光発電設備の出力値に出力1キロワット当たり5万円を乗じて得た額とし、限度額を250万円（当該事業所が省エネルギー性能優良施設（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る評価を行う機関の認証を受けた施設のうち、一定の水準を満たすものとして市長が別に定めるものをいう。）である場合は、500万円）とする。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

企業誘致を促進するため、助成措置の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 87 号

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第12号を第14号とし、第3号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者
- (4) 市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第3号及び第4号の規定は、令和5年4月1日以降に入居又は入所した者に適用する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

重度心身障害者医療費の受給資格者に関し、住所地特例の対象に介護保険施設等を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第 88 号

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料の

ほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第23条第3項(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第89号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「30,900円」を「29,200円」に改め、同項第2号中「40,200円」を「38,500円」に改め、同項第3号中「43,300円」を「42,000円」に改め、同項第4号中「49,500円」を「51,400円」に改め、同項第5号中「61,900円」を「64,200円」に改め、同項第6号中「71,200円」を「73,800円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

第4条第1項第7号中「83,600円」を「86,700円」に改め、同項第8号中「95,900円」を「99,600円」に改め、同項第9号中「105,200円」を「109,200円」に改め、同項第10号中「111,400円」を「115,600円」に改め、同項第11号中「117,600円」を「122,000円」に改め、同項第12号中「123,800円」を「128,500円」に改め、同項第13号中「130,000円」を「134,900円」に改め、同項第14号中「142,400」を「147,700円」に改め、同項第15号中「154,800円」を「160,600円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に、「24,700円」を「25,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に、「40,200円」を「41,700円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

介護保険法第129条に規定する介護保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第90号

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘

束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号中」を「同項第4号中」に、「同項第4号中」を「同項第5号中」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7

号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表(1)の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第193条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第93条第2項中「第14条」を「第16条」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「若しくは本体施設」を「本体施設」に、「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第173条第1項に次の3号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機

関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、

この条例による改正後の久喜市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第198条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第173条第1項(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第91号

久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表(1)の項中「当該認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の

確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条「若しくは指定地域密着型介護予防サービス」を「又は地域密着型介護予防サービス」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」

に改める。

第86条前段中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第63条の2(新条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第63条の2の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第92号

久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同

項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号ア中「利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」と

いう。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第25条第3項(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第93号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.86」を「100分の7.77」に改める。

第4条中「3万3,200円」を「3万5,200円」に改める。

第5条中「100分の2.34」を「100分の2.87」に改める。

第6条中「1万2,300円」を「1万4,700円」に改める。

第7条中「100分の2.31」を「100分の2.76」に改める。

第8条中「1万3,600円」を「1万4,100円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「2万3,240円」を「2万4,640円」に改め、同号イ中「8,610円」を「1万290円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「9,870円」に改め、同項第2号ア中「1万6,600円」を「1万7,600円」に改め、同号イ中「6,150円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「7,050円」に改め、同項第3号ア中「6,640円」を「7,040円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,820円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,980円」を「5,280円」に改め、同号イ中「8,300円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「13,280円」を「14,080円」に改め、同号エ中「16,600円」を「17,600円」に改め、同項第2号ア中「1,845円」を「2,205円」に改め、同号イ中「3,075円」を「3,675円」に改め、同号ウ中「4,920円」を「5,880円」に改め、同号エ中「6,150円」を「7,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国民健康保険税の税額及び賦課限度額について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第94号

久喜市屋内型こどもの遊び場条例

(設置)

第1条 こどもとその保護者等が遊具等を通じた運動と多様な遊びを経験することにより、こどもの心身の健康の増進を図り、併せて保護者等の子育てに関する相談を受けることにより子育て相談機能の充実を図るため、久喜市屋内型こどもの遊び場(以下「遊び場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久喜市屋内型こどもの遊び場	久喜市桜田3丁目2番地1

(業務)

第3条 遊び場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遊具等の利用を通じたこどもの運動の場の提供に関すること。
- (2) 玩具及び図書等を通じたこどもの発育の促進及びこどもの豊かな心を育成する場の提供に関すること。
- (3) 子育てに関する相談及び情報の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、遊び場の設置目的を達成するために必要な事項に関すること

(利用日等)

第4条 遊び場の利用日、利用区分、利用時間及び休館日は、規則で定める。

(利用対象者等)

第5条 遊び場を利用することができる者は、0歳から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」という。)及びその保護者その他当該児童の付添人(以下「保護者等」という。)とする。

- 2 保護者等は、18歳以上の者でなければならない。
- 3 児童が遊び場を利用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

(利用の許可)

第6条 遊び場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、第3条第1号又は第2号に規定する業務については、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遊び場の利用を許可しないことができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 利用者が遊び場の施設及び遊具等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 遊び場の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が遊び場の利用を許可しないことが適当と認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遊び場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められる状態になったとき。
- (2) 利用者が、虚偽その他不正な方法により遊び場の利用の許可を受けたと判明したとき。
- (3) 災害その他の事由により遊び場の利用を中止する必要があると認めたととき。
- (4) 利用者が感染症その他の事由により他の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、第6条に規定する許可を受ける際に、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 個人で遊び場を利用する場合は、規則で定める一の利用区分につき300円
- (2) 複数人で遊び場を貸し切りで利用する場合は、規則で定める一の利用区分につき30,000円

2 前項第1号の規定にかかわらず、0歳から3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、利用者の利用目的が遊び場の設置目的に適う事業であり、公益に資すると認められるときは、使用料の一部又は全額を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第3号若しくは第4号の規定により市長が遊び場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、遊び場を利用することができないとき。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は重大な過失により遊び場の施設、設備等に損害を与えた利用者

は、その損害について賠償しなければならない。

2 市長は、遊び場において生じた損害について、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、その責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市屋内型こどもの遊び場を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第95号

久喜市空家等の適切な管理に関する条例及び久喜市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(久喜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市空家等の適切な管理に関する条例(令和3年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「適切に管理されていない空家等であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるもの」を「法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域に所在するもの」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項を次のように改める。

市長は、管理不全空家等又は特定空家等(以下この条及び次条において「措置対象空家」という。)に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、緊急を要するため所有者等が必要な措置を講ずる時間的余裕がないと認めるときは、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

第8条を第6条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

(久喜市空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 久喜市空家等対策協議会条例(令和元年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第3条中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第96号

久喜市公共施設個別施設計画の一部改訂について

久喜市公共施設個別施設計画の一部を別冊のとおり改訂することについて、議決を求める。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための久喜市公共施設個別施設計画を改訂したいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第97号

工事請負契約の締結について（総合体育館大規模改修（建築）工事（第1体育館））

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 総合体育館大規模改修（建築）工事（第1体育館） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 246,400,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷1090番地2
株式会社森工務店
代表取締役 森 隆 弘 |

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

総合体育館大規模改修（建築）工事（第1体育館）の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第98号

事業契約の締結について（余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業）

次のとおり事業契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 13,073,418,712円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市上町1番12号
PFIくきのもり株式会社
代表取締役 浅越裕介 |

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業に係る事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第99号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜8317号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜9468号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
菖蒲1923号線	久喜市菖蒲町菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲	
菖蒲1924号線	久喜市菖蒲町菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲	
栗橋555号線	久喜市北広島	久喜市北広島	
栗橋556号線	久喜市北広島	久喜市北広島	
鷺宮1050号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1586号線	久喜市八甫	久喜市八甫	
鷺宮1587号線	久喜市東大輪	久喜市八甫	
鷺宮1588号線	久喜市鷺宮六丁目	久喜市鷺宮六丁目	

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第100号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜9365号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第19号

専決処分の報告について（久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和6年1月18日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 久喜市水道事業の設置等に関する条例(平成22年久喜市条例第47号)第5条
- (2) 久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第20号

専決処分の報告について（久喜市水道給水条例の一部を改正する条例）

久喜市水道給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市水道給水条例の一部を改正する条例(別紙)

令和6年1月18日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市水道給水条例の一部を改正する条例

久喜市水道給水条例(平成22年久喜市条例第92号)の一部を次のように改正する。
第5条、第31条第2項及び第34条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」
に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第21号

専決処分の報告について（久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和6年1月18日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

久喜市監査委員に関する条例(平成22年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第22号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 335,115 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和5年11月13日午後1時55分頃、久喜市菖蒲町菖蒲地内のしょうぶ会館駐車場において、職員が公用車を後退させたところ、後方に駐車していた自動車と接触し破損させた。

令和6年1月4日

久喜市長 梅 田 修 一